

# あなたの暮らしに「プラス」! 自治会活動に参加しましょう

大垣市には約500の自治会があります。自治会は、私たちの日常生活の中で最も身近で地域に根ざした大切な組織です。あなたの参加が地域をかがやかせ、まちに活気を与えます。自治会活動に、ぜひご参加ください。詳しくは、まちづくり推進課(☎47-8543)へ。

## 自治会ってどんな組織?

地域に住む皆さんが、互いに話し合い、支え合い、交流しながら、住み良いまちづくりのために、自ら継続して活動を実践する組織が自治会です。



## どんな活動をしているの?

### 1. 災害に強いまちづくり

防災訓練、地域内の危険個所の確認、防災用品・非常食の備蓄など



### 2. 犯罪のないまちづくり

空き巣やひったくりといった犯罪を防ぐ防犯パトロールなど

### 3. 明るくきれいなまちづくり

地域の清掃・草取り・植栽、ごみの減量・リサイクル活動など

### 4. 思いやりのあるまちづくり

児童や高齢者の見守り活動、敬老会活動、各種募金など

### 5. ふれあいのあるまちづくり

夏祭りや運動会などでの親睦交流など



### 6. 市や地域からのお知らせ

「広報おおがき」の配布や自治会からのお知らせといった生活に必要な情報の回覧・掲示

2/22 (土)

## プレミアム付商品券 販売します!

市は、2月28日まで平日に販売している「プレミアム付商品券」を、2月22日(土)も販売します。

平日以外の販売は、今回が最後です。子育て世帯の人(0~2歳児の子がいる世帯)や申請をされた平成31年度市民税非課税者を対象に郵送した、プレミアム付商品券購入引換券と免許証などの本人確認書類を持参の上、ご購入ください。

なお、すでに5冊購入された人は購入できません。

▶とき/2月22日(土) 午前8時30分~午後5時15分

▶ところ/市民会館2階大会議室

▶販売期間/2月28日(金)まで

▶使用期間/3月31日(火)まで



問合せ プレミアム付商品券専用コールセンター  
(☎47-5773、平日の午前8時30分~午後5時15分)

## 「舟下り・たらい舟」国が認定

「手づくり郷土(ふるさと)賞」認定証授与式



勢田昌功局長(左)から認定証を受け取った大垣観光協会の田中会長(中)と市長(右)

地元にある資源を活用した地域づくりを評価する国土交通省の「手づくり郷土賞」の認定証授与式が、1月24日に市役所でおこなわれ、「水の都おおがき舟下り・たらい舟」が認定されました。

大垣観光協会によるたらい舟は2003年、舟下りは2011年から続き、水運の拠点だった歴史などを活用するアイデアや、地域独自の風景が評価されました。

今年の舟下りは、3月28日から4月12日までの毎日。たらい舟は、4月25日から5月5日までの土・日・祝日に運行。予約は大垣観光協会(☎77-1535)で受付中です。



## 図書館の臨時休館

市立図書館は、蔵書点検・図書整理のため、臨時休館します。



\*臨時休館日/3月2日(月)~6日(金)

\*問合せ/同館(☎78-2622)へ

## 自動車の名義変更など 手続きはお早めに!

毎年、年度末の3月は、自動車の名義変更や住所変更、廃車手続きなどのため、窓口が大変

混雑します。自動車の登録などに関する手続きは、早めに済ませましょう。

詳しくは、普通自動車については中部運輸局(☎050-5540-2053)、軽自動車については軽自動車検査協会(☎050-3816-1775)へ。

## マイナンバーカード 交付・申請の夜間窓口

市は、平日業務時間内に来庁が難しい方を対象に、次のとおり、夜間窓口を開設します。

\*とき/2月18日(火)・2月20日(木) 午後5時15分~7時30分

\*ところ/市役所1階窓口サービス課

\*問合せ/同課(☎47-8764)へ

## ご確認ください!

# 屋外広告物は申請が必要です

まちなかなどに設置されている看板、道標、広告塔などは、条例上「屋外広告物」と呼びます。屋外広告物はルールに基づき表示・設置し、原則、市に申請して許可を受ける必要があります。詳しくは、都市計画課(☎47-8694)へ。

## 屋外広告物とは

屋外広告物とは、下の4つの要件をすべて満たすものと呼ばれます。営利目的か否かは問いませんのでご注意ください。 ※自分の敷地内でも規制がかかります

- ①常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板・立看板や広告塔(板)、そのほか工作物などに表示されたもの、またはこれらに類するもの

## 許可申請が必要

許可申請書(市HPからダウンロード可)に必要な書類を添付し、市に申請してください。設置場所や面積などの基準を審査します。また許可には、面積などに応じ、審査にかかる手数料が必要です。

なお、自己の住所・事務所などに設置する自家広告物は、1事業所など表示面積合計10㎡以下の場合、許可申請は不要です。 ※許可期間満了後も引き続き広告物を設置する場合は、更新の手続きが必要です。

## 安全点検の義務化

全国で屋外広告物の落下などの事故が多発しています。こうした事故を未然に防ぐため、更新申請時に、有資格者による安全点検の実施が義務化されています。

広告物を表示・設置するにあたり、広告主、所有者、広告物設置業者などは、補修その他、必要な管理を行う義務があります。

